

## ◆ 法人の事業税

### 納める人

- ① 県内に事務所や事業所を設けて、事業を行っている法人
- ② 法人でない社団や財団で、代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行っているもの

### 納める額

区分	法人の種類	所得等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分			
① 所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%			
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%			
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	7%			
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	7%			
		所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%			
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%			
② 収入金額課税法人※1	電気供給業、ガス供給業※2、保険業	収入金額	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	1%			
		③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (一般社団・財団法人等を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
					所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1%					
③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (一般社団・財団法人等を除く)	所得割	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1%		
			付加価値割	付加価値額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	
			資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	

- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は当該合計額が課税標準となります。
- 平成22年9月30日以前に解散した法人の税率については、山梨県総合県税事務所法人担当までお問い合わせください。

### ● 地方法人特別税及び特別法人事業税

地域間の税収格差を是正するため、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度には地方法人特別税が、令和元年10月1日以後に開始する事業年度には特別法人事業税が適用されます。

課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額となり、法人事業税と併せて都道府県に申告納付します。

区分			平成26年9月30日以前に開始する事業年度分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
			地方法人特別税				特別法人事業税
所得金額課税法人	普通法人等	所得割	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%	37.0%
	特別法人	所得割	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%	34.5%
収入金額課税法人※1		収入割	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%
外形標準課税法人		所得割	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%

- 都道府県は、地方法人特別税又は特別法人事業税として納付された額を、国に払い込みます。

### ● 地方法人特別譲与税

地方法人特別税の税収を各都道府県の人口(1/2)及び従業者数(1/2)であん分し、国から都道府県に譲与されます。

### ● 特別法人事業譲与税

特別法人事業税の税収を各都道府県の人口であん分し、国から都道府県に譲与されます。

- ※1 令和2年度税制改正により、収入金額課税法人のうち、電気供給業(小売電気事業及び発電事業に限る。)に係る法人の事業税及び特別法人事業税の税率が改正されます(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

区分	課税標準	税率		
電気供給業 (小売電気事業 及び発電事業)	① ②以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
		所得割	所得	1.85%
	② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
		付加価値割	付加価値額	0.37%
		資本割	資本金等の額	0.15%
①②いずれも	特別法人事業税	収入割	40.0%	

- ※2 平成30年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、収入金額課税の対象となる事業からガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業が除外されます。